

宇部市家族介護支援事業試行実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、家族介護者の身体的・精神的負担を軽減することを目的として、家族介護者に対し適切な介護方法を知る機会を提供し、また家族介護者が自分のために使う時間を作る事業を試行実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者（以下「要介護者等」という。）を在宅で介護する者をいう。要介護者等には、宇部市地域包括支援センター等からの聴取で、明らかに介護が必要な状態と判断できる者も含む。
- (2) 「家族介護者」とは、要介護者等と市内の同一住所に住民登録があり、同居している介護者をいう。

(事業の種類)

第3条 事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 介護講座・交流（集い）
- (2) 個別講座（訪問）
- (3) 安心・付き添い（訪問）

(事業の運営)

第4条 市長は、この事業を実施するに当たり、「個別講座（訪問）」については訪問介護・訪問リハビリテーション事業所等、「安心・付き添い（訪問）」については訪問介護事業所等の介護に精通し事業の遂行に適当な介護事業者及び民間事業者を選定し、この事業を委託して行うものとする。

(事業の内容)

第5条 「介護講座・交流（集い）」の事業内容は次に掲げるものとする。

- (1) 介護、福祉に関する講座、講演会
 - (2) 介護、福祉に関する相談、情報提供
 - (3) 介護者同士の交流、情報交換
 - (4) 介護者の身体的、精神的軽減につながるもの
- 2 「個別講座（訪問）」の事業内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 前項の「介護講座・交流（集い）」に参加できない家族介護者に、看護師、リハビリテーション専門職が家庭訪問し、個別講座を実施。
- 3 「安心・付き添い（訪問）」の事業内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 外出先同行時に行うサポート（買い物、支払い等）
 - (2) 介護保険サービスの対象外となる通院時病院内での介助（待ち時間の付き添い）

等)

(3) 家庭内での見守り、話し相手

(4) 家族介護者の話し相手、健康相談

(事業の実施申請)

第6条 既存の集い等で、「介護講座・交流（集い）」に該当する内容がある場合は、運営主体がLoGo フォームにより市長に申し出るものとする。申し出のあった既存の集い等については、市長が家族介護者に広く周知する。

2 「個別講座（訪問）」又は「安心・付き添い（訪問）」を実施しようとする事業者は、宇部市家族介護支援事業試行実施申込書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(事業の実施決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、実施の可否を決定し、宇部市家族介護支援事業試行実施決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(「個別講座（訪問）」の対象者)

第8条 「個別講座（訪問）」の対象者は、市内に住所を有し、次の各号にいずれも該当する家族介護者とする。

(1) 要介護者等を在宅介護中の者

(2) 要介護者等が訪問看護・訪問リハビリテーション未利用で、助言を希望する者

(「安心・付き添い（訪問）」の対象者)

第9条 「安心・付き添い（訪問）」の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 要介護者等を2名以上在宅で介護している家族介護者（以下「重複介護者」という。）

(2) 高齢者2人暮らしの世帯で、要介護者等を在宅で介護している家族介護者（以下「老老介護者」という。）

(申請)

第10条 「個別講座（訪問）」又は「安心・付き添い（訪問）」の支援を受けようとする家族介護者は、申請書（様式第3号、様式第3号の2又は様式第3号の3）により、市長に申請するものとする。

(決定)

第11条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援の可否を決定し、承認・不承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(助成券の交付)

第12条 市長は、前条の規定により支援の決定を受けた者（以下「受給者」という。）には助成券（様式第5号又は様式5号の2）を交付する。

2 「個別講座（訪問）」助成券は、年度を単位に、3枚を交付するものとする。

3 「安心・付き添い（訪問）」助成券は、年度を単位に、重複介護者には1枚1時間分

を8枚、老老介護者には1枚1時間分を4枚交付するものとする。

- 4 「安心・付き添い（訪問）」助成券の交付は、重複介護者の場合、同一住所に複数介護者がいる場合であってもそのうち1人のみとし、老老介護者の場合、双方が介護者の場合であってもどちらか1人のみとする。
- 5 受給者は交付された助成券を汚損、又は破損したときは、助成券再交付申請書（様式第6号）に汚損、又は破損した助成券を添えて市長に提出し、再交付を受けることができる。
- 6 紛失による再発行は認めないこととする。

（助成券の有効期間）

第13条 助成券の有効期間は、交付の日から助成券に示した日までとする。

（利用者負担）

第14条 受給者は、「個別講座（訪問）」の2回目以降については、別表1に定める利用者負担金を負担しなければならない。

- 2 受給者は、前項の利用者負担金を利用時に事業者へ支払うものとする。

（委託料）

第15条 委託料は、「個別講座（訪問）」については別表1、「安心・付き添い（訪問）」については別表2に定める額とする。

（委託料の請求）

第16条 事業者は、事業を実施した翌月10日までに請求書（様式第7号）により請求し、実績報告書（様式第8号または様式8号の2）と助成券（様式第5号または様式5号の2）を添付する。

（委託料の支払）

第17条 市長は、前条の請求を受けた日から、30日以内に委託料を支払うものとする。

（資格の喪失）

第18条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 要介護者等の死亡、施設入所等により、要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

- 2 資格を喪失した場合、受給者は、未使用の助成券を返還しなければならない。

（禁止事項）

第19条 受給者は、助成券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

（事故発生時の対応）

第20条 事業者は、利用者に対する事業の実施により事故が発生した場合は、市・当該利用者の家族等に連絡し必要な措置を速やかに講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、市に報告書を提出しなければならない。

(賠償の免責)

第21条 事業の実施に関して生じた損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表1 (第14条、第15条関係)

「個別講座(訪問)」

種別		利用者負担金単価	委託料単価
初回	20分以上 30分未満	なし	助成券1枚につき 3,500円
	30分以上 1時間未満	なし	助成券1枚につき 7,000円
2回目以降	20分以上 30分未満	助成券1枚につき 350円	助成券1枚につき 3,150円
	30分以上 1時間未満	助成券1枚につき 700円	助成券1枚につき 6,300円

別表2 (第15条関係)

「安心・付き添い(訪問)」

種別	委託料単価
家庭訪問または外出(1時間)	助成券1枚につき2,500円